



# 福島県報

## 目次

### 条例

○福島県修学等支援基金条例の一部を改正する条例	○福島県東日本大震災復興交付金基金条例	○福島県原子力被害応急対策基金条例	○福島県地球温暖化対策等推進基金
二	二	二	二
○福島県東日本大震災災害廃棄物処理基金条例	○福島県小規模介護施設等緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例	○福島県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例	○福島県子宮頸がん予防ワクチン等接種緊急促進臨時特例基金条例の一部を改正する条例
二	三	三	三

## 条例

福島県修学等支援基金条例の一部を改正する条例、福島県東日本大震災復興交付金基金条例、福島県原子力被害応急対策基金条例、福島県地球温暖化対策等推進基金条例の一部を改正する条例、福島県東日本大震災災害廃棄物処理基金条例、福島県小規模介護施設等緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例、福島県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例及び福島県子宮頸がん予防ワクチン等接種緊急促進臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月九日

福島県知事 佐藤 雄平

### 福島県条例第一号

#### 福島県修学等支援基金条例の一部を改正する条例

福島県修学等支援基金条例(平成二十一年福島県条例第八十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「定めるものに限る。」の下に「(以下「学校等」という。)」を、「の支援」の下に「並びに私立の学校等の安定的及び継続的な教育環境の整備の支援」を加

える。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 この条例は、平成二十七年六月三十日限り、その効力を失う。

### 附則

この条例は、公布の日から施行する。

(私学・法人課)

### 福島県条例第二号

#### 福島県東日本大震災復興交付金基金条例

##### (設置)

第一条 東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号)第七十八条第一項に規定する復興交付金事業等の実施に要する資金として同条第三項に規定する復興交付金を積み立てるため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、福島県東日本大震災復興交付金基金(以下「基金」という。)を設置する。

##### (積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、毎会計年度の一般会計の歳出予算の定めるところによる。

##### (管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

##### (繰替運用)

第四条 知事は、財政上必要があるとき、確実な繰戻しの方法、期間その他必要な事項を定めて、基金に属する現金を歳入歳出に属する現金に繰り替えて運用することができる。

##### (純益金の処理)

第五条 基金の管理から生じた収益の額が基金の管理に要した経費の額を超過した場合におけるその超過する額に相当する額は、これを基金に編入するものとする。

##### (益金等を計上すべき予算)

第六条 基金の管理から生ずる収益及び基金の管理に要する経費を計上すべき予算は、一般会計の歳入歳出予算とする。

##### (委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理その他この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

### 附則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成二十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

福島県条例第三号

福島県原子力被害応急対策基金条例

(設置)

第一条 平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律（平成二十三年法律第九十一号）第十四条第一項に規定する原子力被害応急対策基金として、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条第一項の規定に基づき、福島県原子力被害応急対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、毎会計年度の一般会計の歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第四条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間その他必要な事項を定めて、基金に属する現金を歳入歳出に属する現金に繰り替えて運用することができる。

(純益金の処理)

第五条 基金の管理から生じた収益の額が基金の管理に要した経費の額を超過した場合におけるその超過する額に相当する額は、これを基金に編入するものとする。

(益金等を計上すべき予算)

第六条 基金の管理から生ずる収益及び基金の管理に要する経費を計上すべき予算は、一般会計の歳入歳出予算とする。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理その他この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(原子力損害対策課)

福島県条例第四号

福島県地球温暖化対策等推進基金条例の一部を改正する条例

福島県地球温暖化対策等推進基金条例（平成二十一年福島県条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十八年五月三十一日」に改め

る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(環境共生課)

福島県条例第五号

福島県東日本大震災災害廃棄物処理基金条例

(設置)

第一条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体である市町村又は当該市町村が加入する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合若しくは広域連合が実施する東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成二十三年法律第九十九号）第二条に規定する災害廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業に要する資金を積み立てるため、地方自治法第二百四十一条第一項の規定に基づき、福島県東日本大震災災害廃棄物処理基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、毎会計年度の一般会計の歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第四条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間その他必要な事項を定めて、基金に属する現金を歳入歳出に属する現金に繰り替えて運用することができる。

(純益金の処理)

第五条 基金の管理から生じた収益の額が基金の管理に要した経費の額を超過した場合におけるその超過する額に相当する額は、これを基金に編入するものとする。

(益金等を計上すべき予算)

第六条 基金の管理から生ずる収益及び基金の管理に要する経費を計上すべき予算は、一般会計の歳入歳出予算とする。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理その他この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成二十六年五月三十一日限り、その効力を失う。

(一般廃棄物課)

#### 福島県条例第六号

福島県小規模介護施設等緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

福島県小規模介護施設等緊急整備等臨時特例基金条例(平成二十一年福島県条例第八十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(高齢福祉課)

#### 福島県条例第七号

福島県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例

福島県妊婦健康診査支援基金条例(平成二十一年福島県条例第三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十四年九月三十日」を「平成二十五年九月三十日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(児童家庭課)

#### 福島県条例第八号

福島県子宮頸がん予防ワクチン等接種緊急促進臨時特例基金条例の一部を改正する条例

福島県子宮頸がん予防ワクチン等接種緊急促進臨時特例基金条例(平成二十三年福島県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十四年六月三十日」を「平成二十五年六月三十日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(地域医療課感染・看護室)